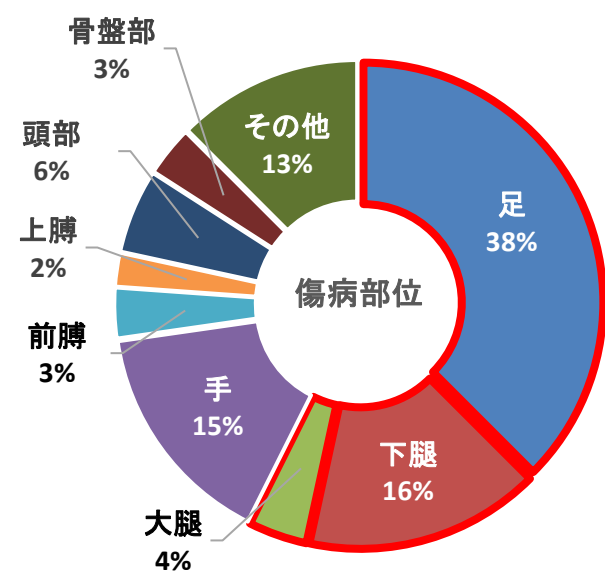
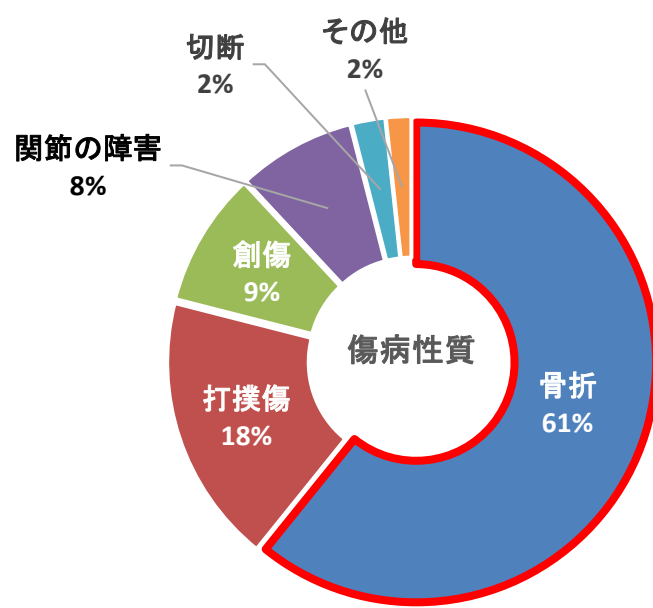
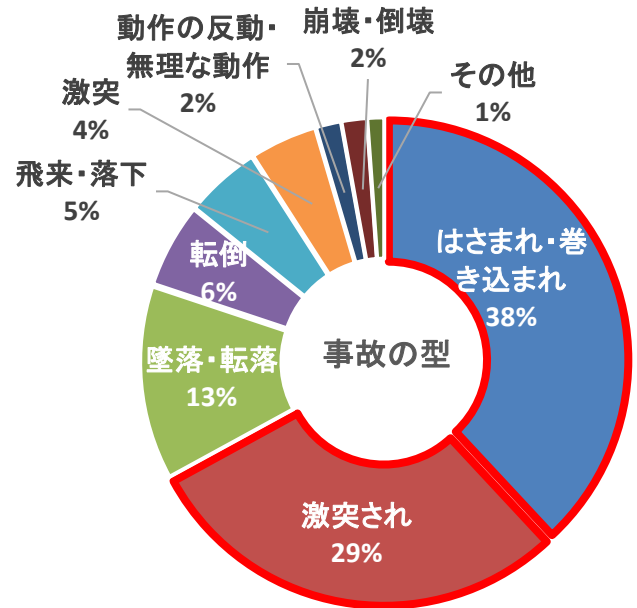
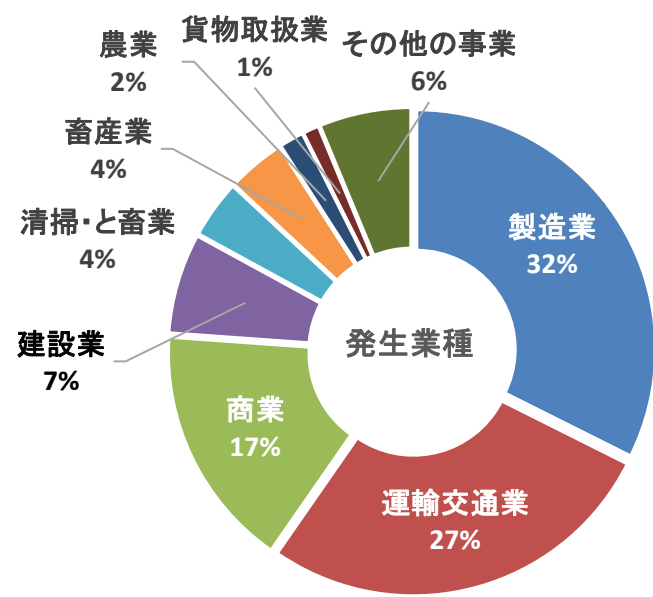


フォークリフトによる労働災害を防止しよう！

◆熊本県内のフォークリフトによる労働災害（令和1～7年）176件

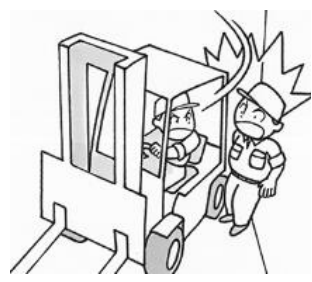


出典：令和1～7年 休業4日以上労働者死傷病報告より
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

事故の型のうち
「はさまれ、巻き込まれ」及び
「激突され」
約 **7** 割

傷病性質のうち
骨折
約 **6** 割

傷病部位のうち
足関連部位
約 **6** 割



出典：職場のあんぜんサイト

安全・安心な職場づくりのために裏面からの対策に取り組みましょう！

フォークリフトによる労働災害防止のためのポイント

1 フォークリフトの運転資格の確認と教育

- (1) 就業制限等（労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第36条）
 - ・最大荷重 1 トン以上の場合、フォークリフト運転技能講習修了者であること。
 - ・最大荷重 1 トン未満の場合、フォークリフト運転技能講習修了者もしくは、フォークリフト運転特別教育修了者であること。
- (2) 安全教育の実施（労働安全衛生法第60条の2）
 - ・フォークリフト運転業務従事者に対して、定期的に安全衛生教育を実施すること。

2 定期自主検査等の実施

- (1) 点検・定期自主検査の実施（労働安全衛生規則第151条の21、同151条の22、同151条の24、同151条の25）
 - ・フォークリフトの損傷や故障などから生じる災害を防止するため、作業開始前点検、月例検査、特定自主検査を実施すること。
- (2) 補修等の実施（労働安全衛生規則第151条の26）
 - ・点検・定期自主検査の結果、異常が認められたときは、直ちに補修等の必要な措置を講じること。

3 作業計画の作成、周知

- ・作業場所、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した運行経路及び作業方法を示した作業計画をあらかじめ定め、関係労働者に周知すること。
- ・特に、道路（公道等）の運行時の場合には、「交通事故」防止対策の計画を行うこと。



出典：大阪労働局資料

出典：鳥取労働局ホームページ

4 作業指揮者の選任

- ・複数でフォークリフト作業を行う際は、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて作業指揮を行わせること。（労働安全衛生規則第151条の4）

5 制限速度、安全通路の設定

- (1) 制限速度
 - ・構内でのフォークリフトの制限速度を定めること。（労働安全衛生規則第151条の5）
- (2) 安全通路
 - ・フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
 - ・定めたルールについては、荷役作業を行う労働者の見やすい位置に掲示すること。

6 死角への措置

- ・通路の死角部分にミラーなどを設置し、フォークリフトの運転者に周知すること。

7 警報装置の導入

- ・構内の騒音、照度等の作業環境に合ったパトランプや走行ブザーによるフォークリフト走行時の警報装置を設けること。
- ・ITを活用した過接近警告システムを導入し、人との接触リスクを低減すること。



出典：厚生労働省資料

8 フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- (1) 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- (2) フォーク等の下部に立ち入らないこと。
修理、点検等のためやむを得ずフォーク等の下部に立ち入る場合は、安全ブロック等を使用すること。（労働安全衛生規則第151条の9）
- (3) 偏荷重が生じないよう積載し、荷崩れ防止措置を行うこと。
（労働安全衛生規則第151条の10）
- (4) 停車時には、フォーク等を最低降下位置に置き、一層防止措置を確実に行うこと。
（労働安全衛生規則第151条の11）
- (5) 荷のつり上げ、人の昇降等の用途外使用を行わないこと。
（労働安全衛生規則第151条の14）
- (6) シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時は、シートベルトを使用すること。
- (7) マストとヘッドガードにはさまれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- (8) 急停止、急旋回を行わないこと。
- (9) フォークに荷を載せての前進時は、前方（荷の死角）の安全確認を徹底すること。
バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- (10) 運転席等が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、墜落制止用器具等を使用する等の墜落防止措置を講じること。
- (11) 構内を歩行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触防止のため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

9 その他の事項

- (1) 職場巡視の実施（労働安全衛生規則第6条）
 - ・安全管理者はフォークリフト作業場を巡視し危険防止の措置をすること。
 - (2) 接触防止措置の実施（労働安全衛生規則第151条の7）
 - ・フォークリフトや荷との接触危険箇所への立入禁止、運行経路と歩道の分離、標識の設置等を行うこと。
 - (3) リスクアセスメント等の実施（労働安全衛生規則第28条の2）
 - ・フォークリフト関連作業への事前の危険性を把握し、リスクの低減を図ること。
 - (4) 陸運事業者と荷主等との連携
 - ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策のガイドライン」に基づく措置を実施すること。
- ※同ガイドラインのリーフレットは、こちらからダウンロード ➡



フォークリフトによる労働災害防止のため チェックしてみましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目（できている場合にチェックしてください）		☒
1	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を持つ者に行わせていますか？	☐
2	フォークリフト作業について安全教育を実施し、危険性を理解させていますか？	☐
3	年に1回の特定自主検査、月に1回の月例検査を実施し、これらの検査で異常が認められたとき、直ちに補修等を行っていますか？	☐
4	作業日ごとに作業開始前点検を実施していますか？	☐
5	安全に作業が行えるよう、運行経路、作業方法等を示した作業計画をあらかじめ作成し、関係労働者に周知していますか？	☐
6	複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか？	☐
7	フォークリフトの使用ルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい位置に掲示していますか？	☐
8	通路の死角部分にミラー等を設置し、フォークリフト運転者に周知していますか？	☐
9	運転位置から離れる際は、フォークを最低降下位置に置き、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけていますか？	☐
10	フォークリフトの作業場所への労働者の立入りを禁止していますか？	☐
11	荷のつり上げ、人の昇降等の用途以外の使用を禁止していますか？	☐